

保護者各位

三鷹市教育委員会  
三鷹市立第六小校長 藤原 和彦

## 学習用タブレット端末等の利用について

### 1 学習用タブレット端末等の導入背景・目的

三鷹市では「人間力」と「社会力」を兼ね備えた子どもを育成するため、コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育により、連続性と系統性のある質の高い学びの提供に努めてきました。

今後は、変化の激しい予測困難な時代に対応できるよう、これまでの取り組みを一層推進し、「個別最適な学び」を実現するとともに、どのような状況でも自律的な学習ができる子どもを育成します。

この度、これらの実現に向けた取り組みの一つとして、市立小・中学校の児童・生徒に1人1台学習用タブレット端末等を整備し、効果的な活用を通し、児童・生徒の学習状況や興味・関心などに応じた学びを行い、学力の確実な習得を目指します。

### 2 学習用タブレット端末等の利用について

#### (1) 学習用タブレット端末等の借用書・返却用紙について

学習用タブレット端末等（ケース、充電器、キーボードなどの付属品を含む。）は上記目的のために学校から保護者に貸し出すものです。学習用タブレット端末等の受け取りの際には、別紙「学習用タブレット端末等の借用に関する同意書」の提出をお願いします。また、転出、卒業などにより児童・生徒の在籍期間が終了する前までに、学校の指示により、データ消去を行った上で遅滞なく学習用タブレット端末等を学校に返却してください。返却の際には、別紙「学習用タブレット端末等返却用紙」の提出をお願いします。返却後、データ消去の状況を学校及び三鷹市教育委員会にて確認します。

#### (2) 毎日の充電について

学習用タブレット端末はご家庭で充電の上、学校の指示に従い、学校に持って来てください。また、バッテリーの劣化につながる恐れがあるため、充電しながらの利用は控えてください。

#### (3) 安心して利用いただくための取り組み

必要なアプリの利用や、紛失時の操作ロックの設定等を行い、安心して利用していただくために、一律に学習用タブレット端末を管理できるMDM(Mobile Device Management)サービスを導入しています。

以下の内容等について一括で設定を行います。

ア 授業で使うアプリを一斉に配信します。

イ 教育活動に必要なアプリや機能のみ表示されます。

ウ 学習用タブレット端末の紛失時には、遠隔で操作ロックやタブレット本体の初期化を行います。

エ インターネットのWEBサイトへのフィルタリングを導入し、有害なインターネットサイトへの接続、閲覧を管理・制限します。

カ USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続を制限します。

#### (4) ご家庭での利用にあたって

##### ア ルールについて

別に定める「三鷹市立小・中学校「タブレット端末活用のルール」について」に基づき、適切な利用をお願いします。

##### イ 無線LAN(Wi-Fi)の設定について

学習用タブレット端末の毎月の利用データ量は基本的に1人あたり5GB(学校やご家庭等の無線LAN(Wi-Fiを除く。))となります。5GBを超えた場合、通信速度制限(送受信最大128kbps)が

発生することがありますので、毎月の利用データ量を超えないよう、ご利用ください。ご家庭に無線 LAN (Wi-Fi) がある場合は学習用タブレット端末に設定し、無線 LAN (Wi-Fi) でご利用ください。

#### ウ ログインパスワード等の設定について

学習用タブレット端末のログインパスワード等については、学校にて子どもたちに設定方法を説明します。保護者の方は、子どもたちと一緒にご家庭で確認し、設定するようにお願いします。

#### エ 目的外利用等の対応について

本通知、別に定める「三鷹市立小・中学校「タブレット端末活用のルール」について」及びその他学校の指示に従い、学習活動のためにご利用いただくようお願いします。これらに違反した場合は、学習用タブレット端末の利用ができなくなる場合があります。

万一、学習用タブレット端末を使用して違法な書込みをした場合等、その他第三者の権利侵害・トラブル等が生じた場合、市及び学校側では一切責任を負いかねますので、ルールに基づいた利用をお願いします。

オ 学習用タブレット端末等は国内での利用をお願いします。

カ 学習支援クラウドサービス「Google Workspace for Education」は、学習用タブレット端末のみで利用するようお願いします。

### 3 保守運用について

- (1) 学習用タブレット端末の補償費用の一部として、3,960 円/年のご負担をお願いします（年度途中での転入出などの際には、利用月数に応じて、330 円/月のご負担をお願いします。）。お支払い方法や補償内容については、別途学校よりご連絡します。なお、補償内容の詳細にご質問がある場合は学校にお問合せください。
- (2) 故障時は学校へご連絡いただき、「テプラに記載の番号」「症状（※）」をお伝えください。  
※故障がどのような状態か、いつから、何をきっかけに発生したか等
- (3) 盗難・紛失時は学校へご連絡ください。学校にて、画面ロック等の紛失時用設定の手配を行います。端末が見つからなかった場合、警察へ届出（遺失届受理番号の取得）が必要となりますので、最寄りの交番又は警察署に遺失届出書を提出し、受理番号を受領してください。その後、学校へ「紛失時期」、「紛失場所」、「届け出た警察署（交番名）」、「受理番号」をお伝えください。
- (4) 学習用タブレット端末の改造、故意の破損や海外での利用による不具合については、補償対象外となり、必要となる修理等について実費をご負担いただきます。
- (5) ケース、充電器の破損・紛失等の場合は代替品を購入いただくこととなります。購入については、三鷹市専用の EC サイトまたは学校からの申し込みとなります。
- (6) キーボードについては、補償範囲外となる破損時及び紛失時には、購入費をご負担いただくこととなります。代替品の購入については、三鷹市専用の EC サイトまたは学校からの申し込みとなります。

### 4 個人情報の取扱いについて

学習用タブレット端末の利用により、児童・生徒の特性に合わせた学習活動を進めていきます。

つきましては、今後得られる学習情報などの個人情報につきましても、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、上記個人情報の利用目的のため利用等（電子計算組織に記録されることを含みます。）をいたしますので、ご理解ください。

なお、学習支援クラウドサービスのデータ保存先について、高いセキュリティ（ISMS 認証並びに米国の認定機関である ANBA による ISO/IEC27001：2005 などの認定を受けています。）のもと運用されており、国の基準（文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和 4 年 3 月版）」）に準拠するものであるとともに、学習用タブレット端末の導入に伴う学習支援クラウドサービスの利用について、三鷹市個人情報保護委員会に諮問をし、異議がない旨の答申を受けています。

## 5 情報リテラシーと情報モラルについて

1人1台の学習用タブレット端末を利用するにあたり、ICTの利便性だけではなく、その危険性も十分理解し、正しく活用することが重要となります。

学習用タブレット端末の利用については、校内において、情報リテラシーと情報モラルの教育も図りながら、活用を促進してまいりますので、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い致します。

### <参考>

- ・情報モラルに関する指導の充実に資する動画教材、スライド資料 等 (出典：文部科学省)

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1368445.htm)



- ・スマホ・ケータイ安全教室 教材、スライド資料 (出典：NTT ドコモ)

[https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/safety/educational/manual\\_download/beginner.html](https://www.nttdocomo.co.jp/corporate/csr/safety/educational/manual_download/beginner.html)



## 6 問い合わせ窓口

学習用タブレット端末の全般に関する問い合わせ先：三鷹市立第六小学校 0422-44-6376